

# 糸島産食材を使用した料理フェア企画運営等業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

糸島産食材を使用した料理フェア企画運営等業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 履行場所

糸島市内

## 4 目的

本市はこれまで糸島市外を中心に食のプロモーションを展開しており、市外における「糸島市」から連想するイメージとして「食」が上位に挙がるなど、本市の食に対する認知度は年々向上している。

一方で、市民に対する食のプロモーションは十分に実施しておらず、市民の糸島産食材への関心は必ずしも高くはない状況である。市民満足度調査においても、地産地消を意識し、糸島産の農林水産物を意識的に購入している割合は62.8%となっており、糸島産食材の消費の多くは市外となっている。

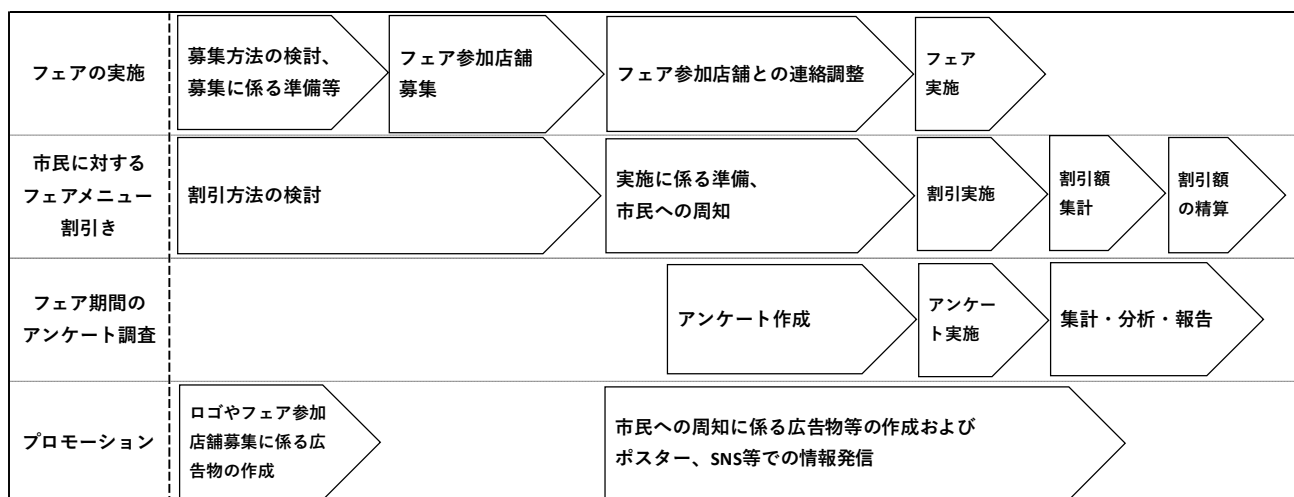
本フェアは、本市の強みである「食」の魅力を「料理」を通して市民が再認識する機会を創出することで、糸島産食材の認知度向上および消費拡大を図るとともに、市内飲食事業者による糸島産食材の活用促進による域内経済循環率の向上を目的としている。併せて、市民の糸島産食材への愛着の醸成、市内直売所の活性化、さらには市民のシビックプライド向上への寄与も目的とする。

## 5 業務概要

市内飲食店において、期間限定で糸島産食材を使用したメニューを提供する料理フェアを実施し、市民に対しては提供メニューの割引を行う。また、メニューを食べた来店客に対して、アンケートを実施する。

- ① 市内の飲食店を募り、期間限定で糸島産食材を使用したメニューを提供する料理フェア（想定：1カ月）を実施する。
- ② フェアで提供するメニューについて、糸島市民に対しては割引を行う。割引額は1食あたり500円、1店舗あたり1日20食の提供を想定。
- ③ フェア期間中にフェアで提供するメニューを食べた来店客を対象にアンケートを実施し、フェアに対する満足度や糸島産食材への愛着等を回答してもらい、結果を分析・報告する。
- ④ オリジナルロゴや広告物の作成、各種媒体等を使用した情報発信により広く市民へ周知する。

## 想定される業務の流れ



## 6 糸島産食材を使用した料理フェア開催場所及び開催時期

### (1) 開催場所

糸島市内の飲食店 10 店舗

### (2) 開催時期

- ・契約期間中に 1 回、開催期間は 1 ヶ月程度とする。

(令和 9 年 2 月 1 日 (月) ~ 令和 9 年 2 月 28 日 (日) までの実施を想定。)

- ・開催時期及び期間については、発注者と協議のうえ決定すること。

## 7 業務内容

業務内容は次に掲げるとおりとし、業務の実施にあたっては、発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て実施すること。

なお、企画提案書には業務内容を踏まえて、より効果的な実施に繋がる具体的手法を明記して提案すること。

また、本業務の実施に要する一切の費用は、本業務委託費に含むこととする。

### (1) 糸島産食材を使用した料理フェアの企画・運営

#### ① フェア参加店舗の募集および連絡・調整

- ・募集要項および募集方法を検討し、糸島市内の飲食店 10 店舗を募集したうえで、糸島産食材を使用した料理フェアを実施すること。
- ・フェア参加店舗の選定基準は、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・フェア参加店舗については決定前に市に報告すること。
- ・フェア参加店舗との連絡・調整を行うこと。
- ・糸島産食材を使用した料理フェアで提供するフェア用メニューの基本方針を定めること。  
(例) フェア用メニューには糸島産食材を○%使用する。
- ・フェア参加店舗に対して、糸島産食材を使用した料理フェア用メニューの提案を依頼すること。

## ② 市民に対するフェア用メニューの割引

- ・フェア期間中は、市民に対してフェア用メニューの割引を行うこと。
  - ・割引き時の市民の確認方法については提案すること。
  - ・市民が利用できる割引額は1食あたり500円、1店舗あたり1日20食の提供を想定しているが、さらに効果的な割引額や割引率があれば提案すること。
- ※委託費に占める割引に係る費用の想定  
(500円×20食×10店舗×30日)×80%=2,400,000円
- ・フェア終了後、各店舗における割引額を集計し、割引額と同額を各店舗に対して支払うこと。
  - ・割引に係る一切の費用は委託費から支払うこと。
  - ・提案した食数に達しないなど、割引に係る店舗への支払額が想定額を下回った場合は、委託費から減額する。

## ③ アンケート作成、調査

- ・フェア期間中、フェア用メニューを食べた来店客を対象にアンケートを実施すること。
- ・アンケートは回答数を多く得るための効果的な方法で実施すること。
- ・アンケートは、回答属性、フェアに関する満足度、糸島産食材への愛着等を測ることが可能な項目とすること。
- ・アンケートは実施後、集計および分析を行い、発注者へ報告すること。

## (2) フェアに関するプロモーション

### ① ロゴマークの作成

- ・プロモーションにおいて統一的に使用するロゴマークの作成を行うこと。なお、デザインの校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うこと。
- ・成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権などの権利は全て、発注者に帰属するものとする。
- ・デザインのPDFデータ、JPEGデータ、PNGデータ、編集可能なAIデータを納品すること。

### ② 情報発信

ポスター、チラシ、SNS、Webサイト、地元メディア等を用いて、フェアの周知等を行うこと。（フェア参加店舗取材およびフェア用メニューの紹介、フェア用メニュー割引に係る周知、アンケート実施に係る周知、フェア実施期間中の様子の発信等を想定。）

## (3) 実績等の報告

本業務に係る実績について発注者へ報告を行うこと。

- ・飲食事業者のフェアへの応募状況
- ・情報発信に係る実績
- ・フェアに係る実績（来店客数、フェア用メニュー飲食数、市民の割合など）

- ・フェア期間中のアンケートに係る実績

## 8 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行う。
- (4) 本業務に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 本業務実施に係るトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合等においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「糸島産食材を使用した料理フェア企画運営等業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

## 9 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、令和 9 年 3 月 31 日までに、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も 5 年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

## 10 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議の上で決定するものとする。